

栗原市公園総合管理計画 (案)

令和 年 月



目次

第1章	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	P1
1	計画策定の背景と目的	・ ・ ・ ・ ・	P1
2	本計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・	P1
3	本計画で定める内容	・ ・ ・ ・ ・	P3
4	計画期間	・ ・ ・ ・ ・	P3
5	対象施設	・ ・ ・ ・ ・	P3
第2章	公園の現状	・ ・ ・ ・ ・	P4
1	公園の種類	・ ・ ・ ・ ・	P6
2	公園の管理手法	・ ・ ・ ・ ・	P7
3	管理施設と維持管理経費	・ ・ ・ ・ ・	P7
第3章	基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P9
1	基本方針	・ ・ ・ ・ ・	P9
2	各地区の拠点となる公園の位置付け	・ ・ ・ ・ ・	P10
3	計画の評価と進捗管理	・ ・ ・ ・ ・	P13

第1章 はじめに

1 計画策定の背景と目的

公園は、市民の憩いや、地域の賑わいの場としての機能があり、遊具のほか、ベンチや四阿（あずまや）、花壇、植栽などの施設が整備されておりますが、公共サービスとして安全・安心に提供するためには、ライフサイクルコストの軽減など長寿命化対策に取り組む必要があります。

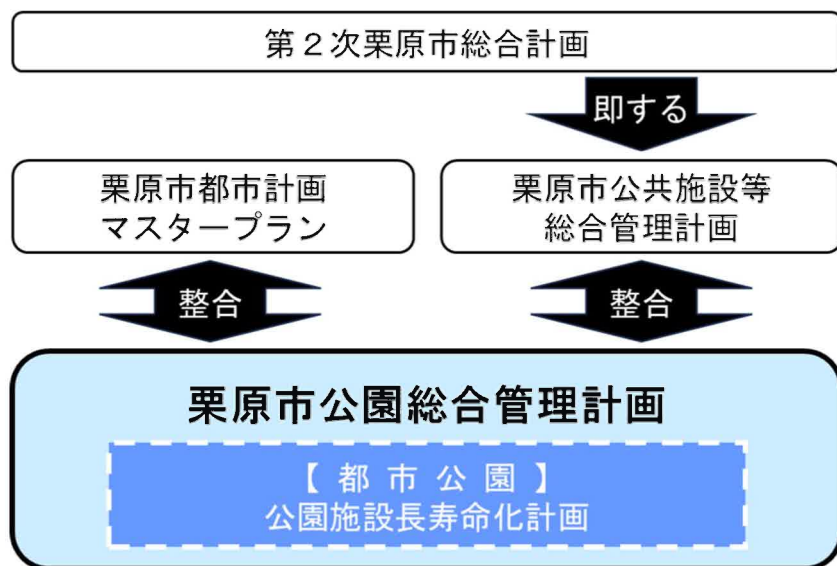
一方で、人口減少や少子化の影響、インターネット等の発達により屋内遊びの時間が増え、子どもや子育て世代をはじめとした利用者の生活環境に変化が見られています。

そのため、社会的なニーズも加味しながら、上位計画に基づき、適正に管理していくことが重要となります。

このことから、計画的な整備、更新、ストックマネジメントによる予防保全型の維持管理も視野に入れ、地域の実情や個々の公園の特性に応じた取り組みを行うことで、効率的、かつ、持続的な公園管理を図ることを本計画の目的とします。

2 本計画の位置づけ

本計画は、市のまちづくりの最上位計画である栗原市総合計画に即して策定された、栗原市公共施設等総合管理計画と栗原市都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、市が保有する公園の管理・整備に関する方向性並びにそのプロセスを明らかにするものです。



<上位計画>

第2次栗原市総合計画	
市政運営の理念：市民が創る くらしたい栗原	
将来像Ⅰ	恵まれた自然に包まれた、質の高い暮らしのまちを創るために
方針1	美しい景観を守り、豊かな自然と共生した多様な暮らしを満喫できる生活環境を形成します
施策①	自然と共生した生活環境の創造と資源循環型地域社会を目指します
取り組み	市民の憩いの場である公園の計画的な整備

栗原市公共施設等総合管理計画	
基本方針1	【施設保有量の適正化】 人口動態や市民ニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時にあたっては統廃合・複合化の検討に取り組みます。
基本方針2	【維持管理の適正化】 点検・診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組みます。また、長期的視点からライフサイクルコストの縮減を検討することとし、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
基本方針3	【施設運営の適正化】 民間活力の活用や広域的な連携を進めるなど、公共施設等の効率的な管理運営を進めるとともに、管理運営の適正化に必要な庁内の体制整備を図ります。

栗原市都市計画マスタープラン
都市の将来像：自然と都市、人と文化が織りなす田園都市 <u>くりはら</u>
●地域の特色ある主な公園・緑地 ・各地域において、自然、文化、歴史などの地域の特色を活かした公園・緑地を配置します。 ・これらの公園は、地域における憩いやレクリエーション活動への活用、地域の歴史・文化の保全、及び観光資源として、維持・活用を図ります。
●農山村公園 ・地域生活エリア、集落エリアにおいては、各集落における交流・レクリエーション及びコミュニティ形成の中心となる公園・広場の適正配置に努めます。

3 本計画で定める内容

本計画で定める内容は、次のとおりとします。

- ① 計画期間と対象施設
- ② 地区拠点公園
- ③ 基本方針

4 計画期間

本計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和27年度（2045年度）までの20年間とします。

ただし、毎年、進捗状況を確認するとともに、5年毎に社会情勢などを加味しながら臨機応変に計画を見直すものとします。

5 対象施設

本計画の対象は、第2章公園の現状に列挙した公園とします。

第2章 公園の現状

本市には、平成17年の合併以前に整備された公園のほか、地域の歴史を保存していくため整備した、若柳地区のくりはら田園鉄道公園や、一迫地区の山王史跡公園などがあります。

公園は、レクリエーション、休息、運動、自然とのふれあい、災害時の避難場所など、様々な機能を持つ公共の空間ですが、その設置目的により次のとおり分類されます。

種類	都市公園	公園	児童遊園	合計
箇所数	23	32	25	80
根拠法令	・都市計画法 ・市都市公園条例	・市公園条例 等	・児童福祉法 ・市児童遊園条例 等	

※都市公園…都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設で地方自治体が都市計画区域内に設置する公園又は緑地、及び市都市公園条例で定められた公園

※公園…市公園条例等で定められた公園

※児童遊園…児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第40条に規定されている児童厚生施設として、市児童遊園条例等で定められた公園

地区別公園設置箇所数（令和7年4月1日現在）

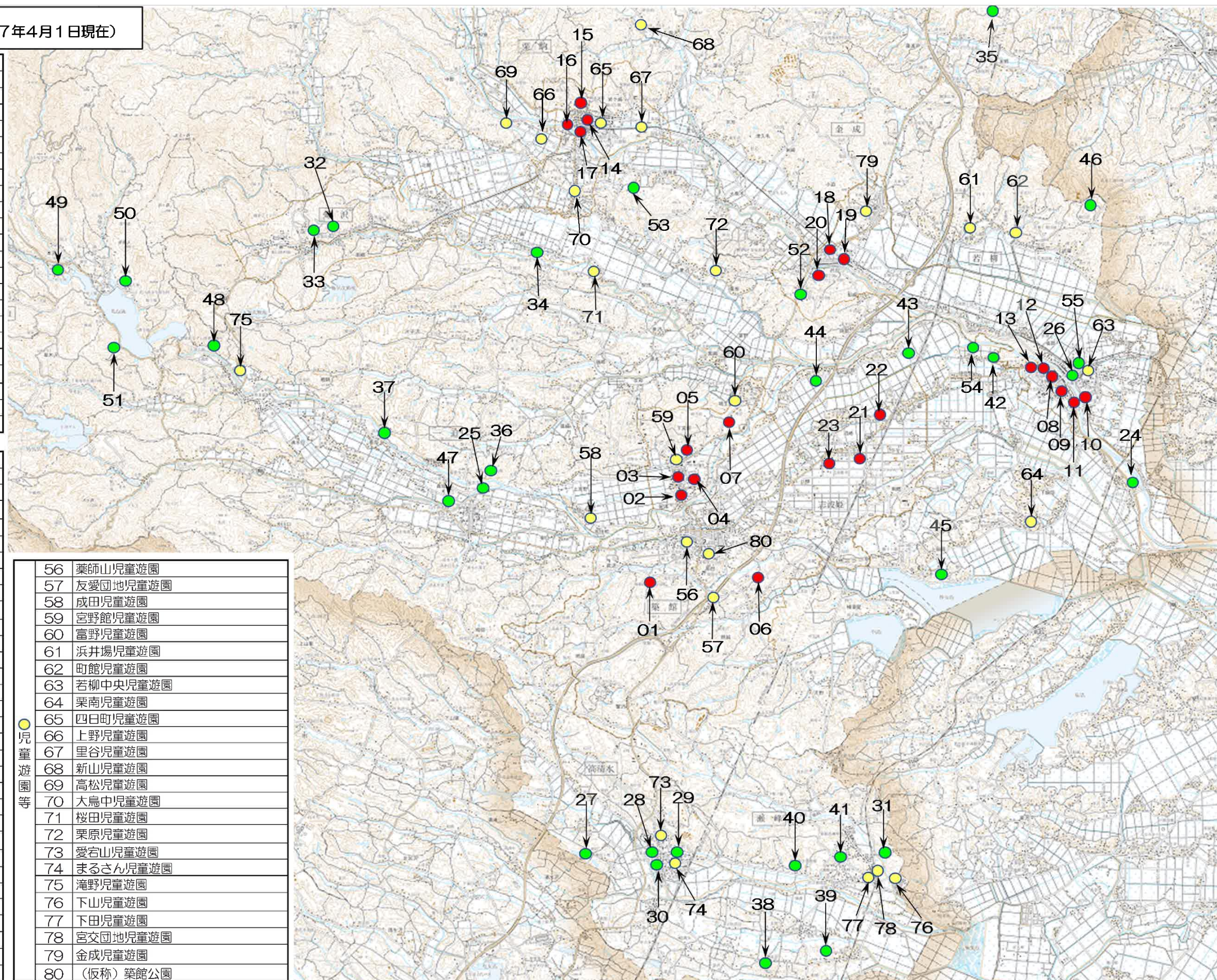
地区名	都市公園	公園	児童遊園	合計
築館	7	0	6	13
若柳	6	5	4	15
栗駒	4	1	8	13
高清水	0	4	2	6
一迫	0	5	1	6
瀬峰	0	5	3	8
鶯沢	0	3	0	3
金成	3	2	1	6
志波姫	3	4	0	7
花山	0	3	0	3
合計	23	32	25	80

栗原市 公園位置図（令和7年4月1日現在）

01	築館総合運動公園
02	築館宮野中央1号公園
03	築館宮野中央2号公園
04	築館宮野中央3号公園
05	築館臥牛公園
06	築館三峰公園
07	築館大仏公園
08	若柳川南1号公園
09	若柳川南2号公園
10	若柳川北河川公園
11	若柳川南河川公園
12	若柳堤通1号公園
13	若柳堤通2号公園
14	栗駒つるが公園
15	栗駒館山公園
16	栗駒軽辺親水公園
17	栗駒三迫河川公園
18	金成けやき公園
19	金成三迫河川公園
20	金成沢辺臥牛館公園
21	志波姫カリヨン公園
22	志波姫大門公園
23	志波姫新沼崎公園

24	若柳大目公園
25	一迫中央公園
26	若柳川北交流広場
27	高清水新堤自然公園
28	高清水桂葉清水公園
29	高清水城外濠公園
30	高清水小山下清水公園
31	瀬峰五輪堂山公園
32	鶯沢金田森公園
33	鶯沢柳沢公園
34	鶯沢千刈田公園
35	金成有壁太田杜公園
36	一迫姫松館森林公園
37	一迫伊豆野せせらぎ農村公園
38	瀬峰野沢農村公園
39	瀬峰泉谷農村公園
40	瀬峰上富農村公園
41	瀬峰大境山農村公園
42	志波姫新堰ふれあい農村公園
43	志波姫大江農村公園
44	志波姫御蔵西農村公園
45	若柳ラムサール公園
46	若柳ふるさとの森
47	一迫山王史跡公園（あやめ園含む）
48	一迫牛淵公園
49	花山ミズバショウ公園
50	花山二反田百目木公園
51	花山ダム湖畔公園
52	金成工業団地公園
53	栗駒鳥矢ヶ崎史跡公園
54	志波姫タクロン公園
55	くりはら田園鉄道公園

56	薬師山児童遊園
57	友愛団地児童遊園
58	成田児童遊園
59	宮野館児童遊園
60	富野児童遊園
61	浜井場児童遊園
62	町館児童遊園
63	若柳中央児童遊園
64	栗南児童遊園
65	四日町児童遊園
66	上野児童遊園
67	里谷児童遊園
68	新山児童遊園
69	高松児童遊園
70	大島中児童遊園
71	桜田児童遊園
72	栗原児童遊園
73	愛宕山児童遊園
74	まるさん児童遊園
75	滝野児童遊園
76	下山児童遊園
77	下田児童遊園
78	宮交団地児童遊園
79	金成児童遊園
80	（仮称）築館公園



1 公園の種類

- (1) 都市公園…都市計画法第11条に規定される都市施設の一つであり、都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園で、その規模や立地条件により街区公園、近隣公園、総合公園などに分類されます。



- (2) 公園…市民の憩いや健康増進の場として、市の条例により設置し管理されている公園です。



- (3) 児童遊園…児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設の一つで、児童の健康増進や、情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊び場所を提供する屋外型の施設です。



2 公園の管理手法

- (1) 市が直接管理している施設 46公園 ※
 (2) 指定管理を行っている施設 4公園 ※
 (3) 管理を地元や地域団体で行っている施設 31公園

※築館総合運動公園は区域によって管理が異なるためダブルカウントあり

3 管理施設と維持管理経費

市全体では、80箇所の公園のうち、遊具を設置している公園は43箇所、トイレを設置している公園は32箇所、そのほか四阿（あずまや）などの施設や、フェンスなどの工作物も設置されています。

主な設備と箇所数（令和7年4月1日現在）

- ・遊具 43公園 ・トイレ 32公園 ・四阿（あずまや） 40公園
- ・ベンチ 61公園 ・水飲み場 38公園 ・散策路 22公園
- ・フェンス 43公園 ・駐車場 31公園（周辺施設等との共用含む）

また、これらを含めた公園の維持管理費については、次のとおりとなっています。

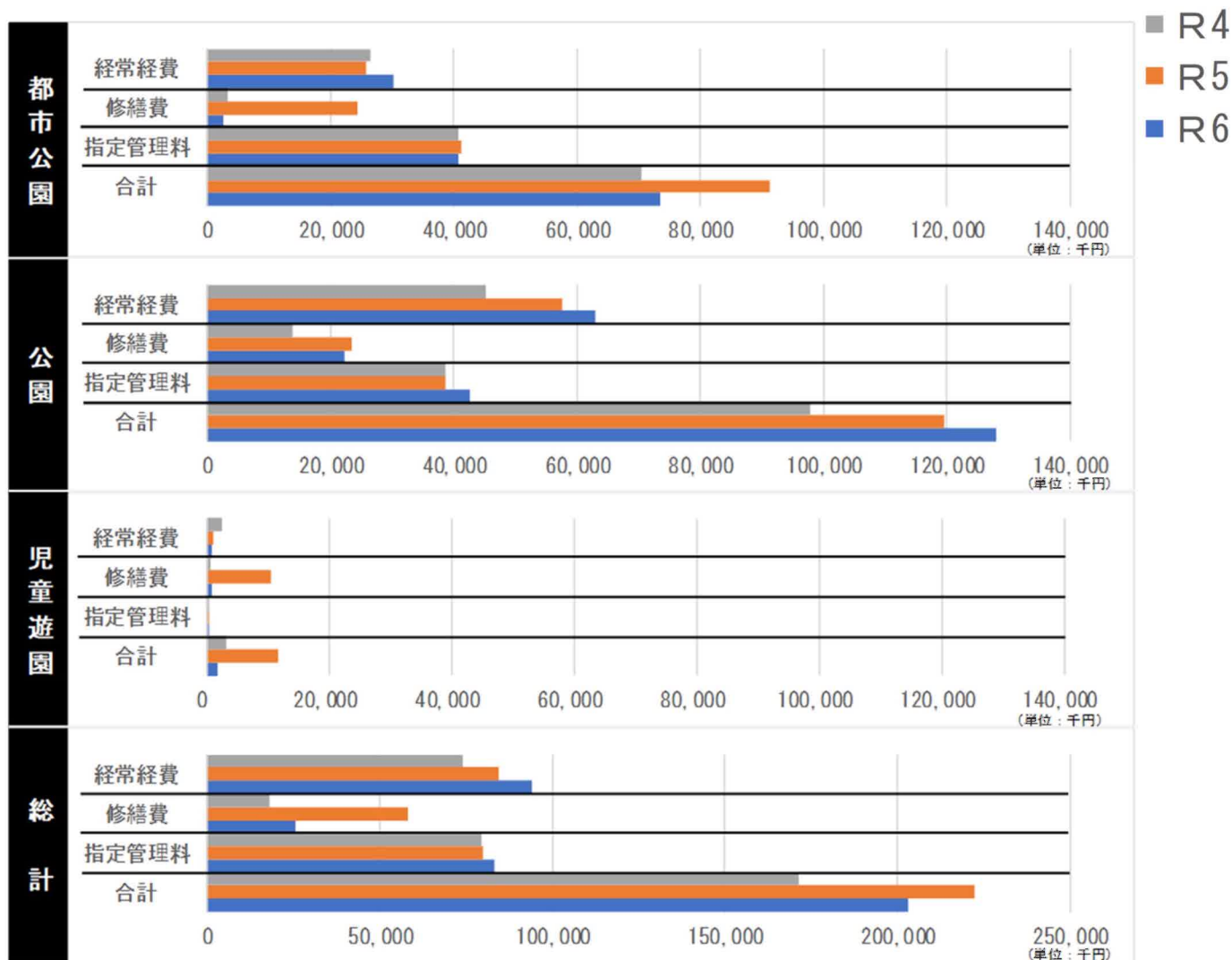
【経費区分】

項目	
経常経費	光熱水費や消耗品費、園内の除草、清掃等の委託料等
修繕費	遊具、備品等の修繕や更新費用 ※令和5年度に複数公園で遊具の改修や更新を実施
指定管理料	法人又は団体等に管理を委託

【直近3年間の維持管理費】

単位：千円

種別		令和4年度	令和5年度	令和6年度	平均
都市公園	経常経費	26,507	25,746	28,319	26,857
	修繕費	3,409	24,452	4,934	10,932
	指定管理料	40,656	41,156	40,656	40,823
	合計	70,572	91,354	73,909	78,612
公園	経常経費	45,238	54,463	62,061	53,921
	修繕費	13,905	26,518	23,566	21,330
	指定管理料	38,701	38,701	42,610	40,004
	合計	97,844	119,682	128,237	115,254
児童遊園等	経常経費	2,405	964	841	1,403
	修繕費	555	10,471	715	3,914
	指定管理料	26	28	28	27
	合計	2,986	11,463	1,584	5,344
総計	経常経費	74,150	81,173	91,221	82,181
	修繕費	17,869	61,441	29,215	36,175
	指定管理料	79,383	79,885	83,294	80,854
	合計	171,402	222,499	203,730	199,210



上表から次のとおり考察します。

- ・光熱水費及び除草費などの経常経費は増加傾向
- ・修繕費にバラツキがあるが、遊具等の更新費用が主な要因となっており、施設の経年劣化により更新費用が嵩む
- ・都市公園よりも公園の維持管理経費が嵩む

第3章 基本方針

1 基本方針

現状を踏まえ「公園利用」「維持管理」「適正配置」の3つの観点から課題を整理し、栗原市公共施設等総合管理計画に掲げる『公共施設等の管理に関する基本的な方針』に基づき、次のとおり取り組みます。

課題	公園利用	維持管理	適正配置
	・立地、規模、施設の充実度が利用者数に影響している。	・公園施設の老朽化により修繕頻度と管理費用が高くなっている。 ・除草や樹木管理等の環境整備が時期によっては追いついていない。	・市街地に複数の公園がある地区とない地区がある。 ・類似した機能を持つ施設が各地区に点在している。
対応	・利用実態の把握 ・魅力向上のための検討	・優先度を検討し、更新改修の推進 ・日常点検の徹底による柔軟な施設管理	・公園の集約による公共施設の適正配置
方針と取組	① 公園施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減に向け計画的、効率的な維持管理に努め、安心安全な公園を目指します ➤ 利用状況を検証し、必要に応じて公園の統廃合などを行うことにより、維持管理経費を約3割削減（目標施設数：80箇所 ⇒ 55箇所） ➤ 専門業者による点検により施設や設備の状態を把握しながら、計画的な更新、修繕による長寿命化の推進 ➤ 幅広い世代に安全な利用を提供するため、※インクルーシブ遊具導入の検討		
	② 各地区における拠点公園を選定し、身近な憩いの場として市民に親しまれる公園を目指します ➤ 利用状況や周辺環境を考慮し、各地区の拠点公園を形成・拡充 ➤ 民間への一部委託や指定管理制度導入など、民間活力による施設管理の検討 ➤ 自然体験、野外活動、健康づくり等の市の事業や学校・地域行事などへの利用促進 ➤ 社会情勢に合わせた利用ルールの検討		

※インクルーシブ遊具…障害の有無や年齢、性別などに関わらず、多様な人々が一緒に遊べるように設計された遊具

2 各地区の拠点となる公園の位置付け

基本方針に掲げる各地区の拠点性を高める取り組みとして、現時点で想定される拠点となる公園を位置付けるとともに、整備または機能の充実を推進します。

地区拠点公園は、規模、アクセス性、利用状況を考慮し、下表のとおり選定します。
なお、本計画の進捗状況や地域の実情を踏まえ、整備の検討を行います。

現時点で想定される地区拠点公園

No.	地区名	公園名	備考
1	築館	(仮称) 築館公園	
2	若柳	くりはら田園鉄道公園	
3	栗駒	旧栗駒駅跡地周辺	
4	高清水	(仮称) 高清水城址公園	事業中
5	一迫	一迫山王史跡公園 (あやめ園含む)	
6	瀬峰	瀬峰五輪堂山公園	
7	鶯沢	鶯沢千刈田公園	
8	金成	金成けやき公園	
9	志波姫	志波姫カリヨン公園	
10	花山	道の駅路田里はなやま周辺	他公園整備も含め検討

(仮称) 築館公園



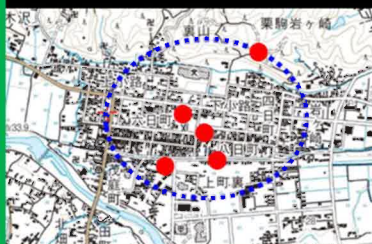
◆築館幼稚園、保育所の北側に位置し、築館子育て支援センターの附帯施設として設置されており、休日を問わず、利用者が多い施設です。

くりはら田園鉄道公園



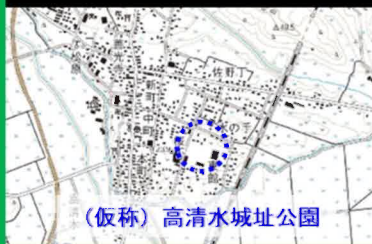
◆くりでんミュージアムに隣接しており、公園利用者のみならず施設のイベント参加者や直売所来訪者にも利用されている施設です。

旧栗駒駅跡地周辺



◆旧栗駒駅跡地周辺には、軽辺親水公園や つるが公園、館山公園などの共生空間、山の駅やみちのく風土館などの公共施設が整備されています。

(仮称) 高清水城址公園



◆旧高清水中学校跡地の活用として、地区コミュニティ推進協議会から地元管理、利活用を前提として要望を受け整備を進めている公園です。

一迫山王史跡公園



◆園内に縄文時代末期から弥生時代初期にかけての遺跡を保護していることに加え、あやめ園が公園の一角に整備されています。

瀬峰五輪堂山公園

瀬峰地区



◆桜や藤の名所として地域から親しまれ、シーズン中の来訪やイベント開催時には、多くの利用者が訪れています。

鶯沢千刈田公園

鶯沢地区



◆緑地広場を中心とした公園であり、立ち寄り客の休憩や親子連れに利用されている公園です。

金成けやき公園

金成地区



◆市役所金成庁舎に隣接しており、市街地からも近く、子育て世代や多目的グラウンドを利用した健康づくりなどが行われております。

志波姫カリヨン公園

志波姫地区



◆市の玄関口であるくりこま高原駅西側にあり、最寄にはイオンスーパーセンターがある公園です。

道の駅路田里はなやま周辺

花山地区



◆近隣にアクティビティが楽しめるキャンプ場などがあり、花山農山村交流センターや道の駅を中心に人が集まる施設が整備されています。

3 計画の評価と進捗管理

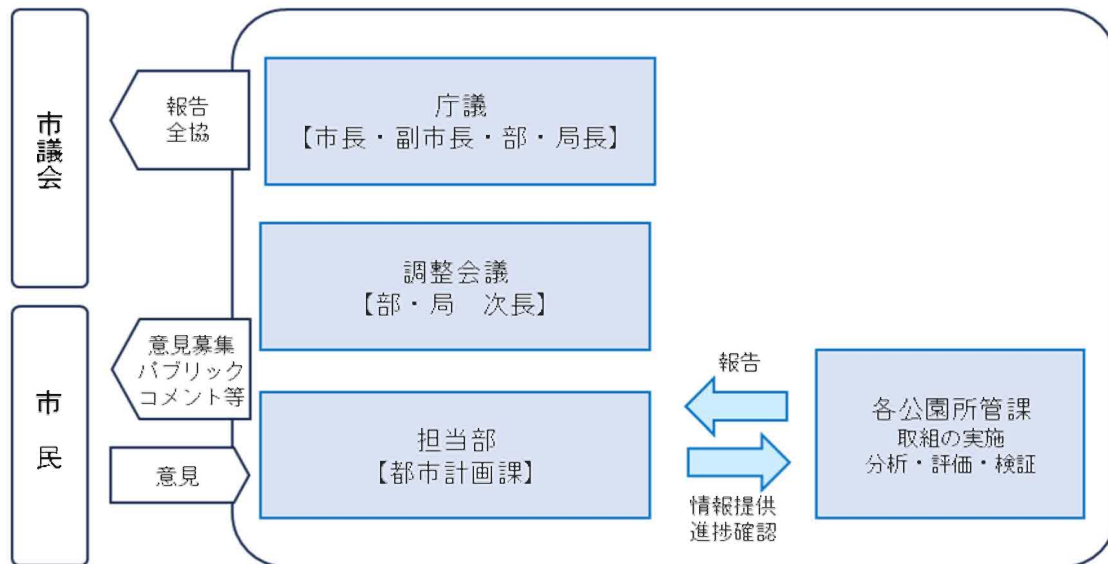
本計画において、市民の身近な憩いの場としての公園は、施設や設備の管理を行いながら、統廃合及び将来的な公園の新設も視野に入れ、目標とする項目を定め、計画の進捗を定期的に評価するものとします。

(1) 評価指標とする項目

- ①計画的な維持管理や修繕、ライフサイクルコストの縮減 (コスト比較)
- ②施設の特性や実態を踏まえた利用環境の充実と
効率的な施設運営及び適正配置 (利用者満足度)
- ③地区の拠点となる公園の整備検討 (整備計画)

(2) 推進体制

本計画の推進体制は、次のとおり庁内連携を図りながら推進します。



(3) フォローアップの実施

本計画は、毎年、進捗状況を確認し、5年毎に社会情勢の変化や制度変更、市の財政状況を考慮しながら、適宜見直しを行います。

本計画の実証にあたっては、計画(Plan) → 実行(Do) → 評価(Check) → 改善(Action)の4段階を繰り返すPDCAによるフォローアップを実施します。

